第五十五条の四第一項中「及び次条において「」を「及び同条において「」に、「第六十八条の八十八第二十二項第一号（」を「第六十八条の八十八第二十八項第一号（」に改め、同項ただし書中「第六十八条の八十八第二十二項第一号」を「第六十八条の八十八第二十八項第一号」に改める。

第五十五条の五第一項中「第六十八条の八十八第二十二項第一号」を「第六十八条の八十八第二十八項第一号」に改める。

第七十二条の三十九の二第一項及び第七十二条の三十九の三第一項中「第六十六条の四第二十一項第一号」を「第六十六条の四第二十七項第一号」に改める。

第七十二条の三十九の四第一項中「及び次条において「」を「及び同条において「」に、「第六十八条の八十八第二十二項第一号（」を「第六十八条の八十八第二十八項第一号（」に改め、同項ただし書中「第六十八条の八十八第二十二項第一号」を「第六十八条の八十八第二十八項第一号」に改める。

第七十二条の三十九の五第一項中「第六十八条の八十八第二十二項第一号」を「第六十八条の八十八第二十八項第一号」に改める。

第七十二条の五十七の二第一項中「及び次条において「」を「及び同条において「」に、「あつた場合（次条）を「あつた場合（同条）に、「第四十条の三の三第十六項第一号」を「第四十条の三の三第二十二項第一号」に改める。

第七十二条の五十七の三第一項中「第四十条の三の三第十六項第一号」を「第四十条の三の二第二十二項第一号」に改める。

第七十三条の二十七の六の見出し中「農地利用集積円滑化団体等」を「農地中間管理機構」に改め、同条第一項中「農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十一条の十四に規定する農地利用集積円滑化団体又は」及び「（以下この項において「農地利用集積円滑化団体等」という。）」を削り、「第四条第三項第一号ロに規定する農地売買等事業又は同法」を「（昭和五十五年法律第六十五号）」に改め、「それぞれ」を削り、「当該期間」を「当該貸付期間」に改め、「取得するものを除く」の下に「。以下この項において「農地売買事業」という」を加え、「にあつては」を「には」に、「（これらの土地の取得の日」を「（同日」に、「土地改良法による」を「土地改良法第二条第二項に規定する」に、「同法第二条第二項第二号」を「同項第二号」に、「当該事業」を「当該農地売買事業」に、「当該農地利用集積円滑化団体等」を「当該農地中間管理機構」に改め、同条第二項中「定める」を「規定する」に、「には、当該取得の日」を「には、同日」に改める。

第百七十七条の六第一項中「百分の四十七」を「百分の四十三」に改める。

第二百九十五条第一項第二号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

第三百十七条の二第一項第八号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八　当該申告書を提出する者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第三百二十一条の七の十三第一項中「及び次条において「」を「及び同条において「」に、「あつた場合（次条）を「あつた場合（同条）に、「第四十条の三の三第十六項第一号」を「第四十条の三の三第二十二項第一号」に改める。

第三百二十一条の七の十四第一項中「第四十条の三の三第十六項第一号」を「第四十条の三の三第二十二項第一号」に改める。

第三百二十一条の十一の二第一項中「第六十六条の四第二十一項第一号」を「第六十六条の四第二十七項第一号」に改める。

第三百二十一条の十一の三第一項中「第六十八条の八十八第二十二項第一号」を「第六十八条の八十八第二十八項第一号」に改める。

附則第十条に次の一項を加える。

6　道府県は、農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第四項に規定する農地中間管理機構が農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第　号。以下この項において「農地中間管理事業法等改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に存する農地中間管理事業法等改正法第二条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第十一条の十四に規定する農地利用集積円滑化団体から農地中間管理事業法等改正法附則第三条第一項の規定により農用地等（農業経営基盤強化促進法第四条第一項に規定する農用地等をいう。）を取得した場合には、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、当該農用地等の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

附則第十二条の三に次の一項を加える。

4　第二項（第四号及び第五号を除く。）に掲げる自動車のうち、自家用の乗用車に対する第百七十七条の七第一項の規定の適用については、当該自家用の乗用車が平成三十三年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十四年度分の自動車税の種別割に限り、当該自家用の乗用車が平成三十四年四月一日から平成三十五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十五年度分の自動車税の種別割に限り、第二項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第十二条の四第四項及び第五項を削る。

附則第十二条の五第一項中「若しくは第三項又は前条第四項若しくは第五項」を「から第四項まで」に改める。

附則第十五条第四十三項中「取得した土地」の下に「（農業振興地域の整備に関する法律第六条第一項の規定により指定された農業振興地域の区域内にあるものに限る。）」を加える。

附則第三十条第一項中「第四項」を「第五項」に改め、同条に次の一項を加える。

5　第二項に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第四百六十三条の十五第一項の規定の適用については、当該軽自動車が平成三十三年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成三十四年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が平成三十四年四月一日から平成三十五年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成三十五年度分の軽自動車税の種別割に限り、第二項の表の上欄に掲げる同条第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第三十条の二第一項中「第四項までの」を「第五項までの」に改める。

（地方税法等の一部を改正する等の法律の一部改正）

第四条　地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち、地方税法の目次の改正規定中「第百四十五条―第百七十七条の五」を「第百四十五条―第百七十七条」に改め、同法第七十二条の七十一から第七十二条の七十六までを改める改正規定（同条に係る部分に限る。）中「当該道府県に納付された法人の行う事業に対する事業税の額に相当する」を「次の各号に掲げる道府県の区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同改正規定に次のように加える。

一　第七十二条の二十四の七第七項の規定により同条第一項から第三項までに規定する標準税率（以下この号において「標準税率」という。）を超える税率で事業税を課する道府県　当該道府県に納付された法人の行う事業に対する事業税の額に相当する額から当該額に当該道府県が標準税率を超えて課する部分に相当する額の割合として政令で定めるところにより算定した率を乗じて得た額を控除した額

二　前号に掲げる道府県以外の道府県　当該道府県に納付された法人の行う事業に対する事業税の額に相当する額